

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

1月18日発行

Vol.579

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

目次

- 「みなみそうまトピックス」から
 - ・火伏せ祭り ----- 2
 - ・南相馬市消防団出初式 ----- 2

- 被災自治体News
 - 南相馬市 ----- 3
 - 浪江町 ----- 6
 - 双葉町 ----- 14

浪江町公式YouTube
「なみえチャンネル」から

請戸漁港で初競りと魚市が
開催されました

浪江町の水産業の要の拠点である「請戸漁港」では、2020年4月から「競り」が再開し、請戸漁港で水揚げされた魚介類が全国に流通し始めました。最近の請戸漁港の様子を紹介します。

- 「初競り」 2023年1月6日
今年初めての「水揚げ」と「競り」が行われました。
- 「請戸魚市」 2022年12月10日
12年ぶりとなる「魚市」が開催され、多くの人でにぎわいました。

<https://youtu.be/-lbUTeHqsx8>



1/14 土

火伏せ祭り

鹿島区の鹿島御子神社で火伏せ祭りが行われました。

氏子総代や消防団員ら関係者が祈祷場所に水を掛けながら練り歩き、無火災を願いました。

翌15日早朝は、神主に水をかけて豊作や一年の無事を願う「天燈籠（てんとうろう）祭」が開催されました。



1/9 月祝

南相馬市消防団出初式

1月9日、市消防団による出初式が執り行われました。

当日は、各区において消防団によるパレードが実施され、沿道の市民へ防火・防災意識の啓発が行われました。

その後、3区の消防団合同による式典が市民文化会館「ゆめはっと」で開催され、殉職消防団員へ黙とうが捧げられ、関係者からのあいさつが行われた後、代表者へ市消防団団長表彰や県消防協会相馬支部長表彰などが手渡されました。





南相馬市からのお知らせ

看護師等合同就職面接会「医療と福祉 合同就職フェア」

1月16日HP更新

市では、市内の医療機関、介護福祉施設などでの人材不足を解消するため、合同就職面接会「医療と福祉 合同就職フェア」を開催します。

医療や介護などの現場で働きたい方、資格がなくても興味のある方はぜひご参加ください。

また、将来的に就職活動をされる看護学生の方の参加もお待ちしています。

会場では、仕事探しや働くための準備などについて専門の相談員に相談できます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、中止する場合があります。その際は、ホームページでお知らせします。

当日、受け付けの際に発熱やのどの痛みなどの症状がある方は参加を見合わせてください。感染拡大防止のため、ご協力をよろしくお願いいたします。

対象者

看護師、准看護師、医療事務（有資格者）、看護助手、薬剤事務、事務補助等（資格要件なし）、保健師、助産師、薬剤師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学士、放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、管理栄養士、救急救命士、看護学生、市内の医療機関・介護福祉施設などで働きたい方

面接会

参加医療機関、介護福祉施設ごとにブースを設け、直接面接ができます。

ハローワークの就職相談コーナーも設置します。

とき

- 2月18日（土）午前10時～午後2時30分（受付時間：午前10時～午後2時）
- 2月19日（日）午後2時30分～午後5時（受付時間：午後2時～4時30分）

ところ

南相馬市健康福祉センターゆらっと（南相馬市小川町668-1）

参加医療機関

■ 2月18日（土） ※順不同・敬称略

- 医療法人社団青空会大町病院
- 医療法人相雲会小野田病院
- 福島県厚生農業協同組合連合会鹿島厚生病院・厚寿苑

次ページへ続きます 

- 医療法人伸裕会介護老人保健施設長生院
- 医療法人慈誠会介護老人保健施設ヨッシーランド
- 社会福祉法人竹水会特別養護老人ホーム竹水園
- 株式会社相馬の里グループホームオリーブの家他
- 社会福祉法人南相馬福祉会特別養護老人ホーム福寿園他
- 株式会社クオリティライフ訪問看護ステーションつばさ他
- 特定非営利活動法人さぽーとセンターぴあ自立研修所えんどう豆他
- 社会福祉法人福島県福祉事業協会原町共生授産園他

合計11施設

■2月19日（日） ※順不同・敬称略

- 南相馬市立総合病院
- 医療法人慈誠会介護老人保健施設ヨッシーランド
- 株式会社ニチイ学館訪問介護ニチイケアセンター原町他
- 社会福祉法人南相馬市社会福祉協議会特別養護老人ホーム福寿園他
- 株式会社クオリティライフ訪問看護ステーションつばさ他
- 社会福祉法人福島県福祉事業協会原町共生授産園他

合計6施設

注意 当日、参加事業所が変更になる場合がありますのでご了承ください。

自己紹介カード

当日会場内で使用します。会場に記載スペースも設けていますが、事前にご用意いただくと受け付けがスムーズです。

各医療機関ごとに1枚使用します。不足した際には、受付の職員にコピーを申し出てください。

求職者の方だけでなく、将来的に就職活動をされる看護学生の方も必要となりますので、ご用意ください。

▶ 自己紹介カード [Excel]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/19/jikosyokaicard.xlsx>



▶ 自己紹介カード（記入例） [PDF]

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/19/jikosyokaicard_sample.pdf



当日参加できない方へ

体調や都合がよくなり参加できない方は、後日参加事業所にお繋ぎしますので、電話でご相談ください。

【問い合わせ先】

医療関係：南相馬市健康づくり課

TEL 0244-44-2122

介護福祉関係：南相馬市長寿福祉課

TEL 0244-24-5239

避難指示区域別居住状況（令和4年12月31日現在）

1月17日HP更新

旧避難指示区域内の小高区および原町区の居住人口は、令和4年12月31日現在で4,352人となり、同区域内の住民登録人口（7,147人）に占める居住率は60.9パーセントになりました。

▶ 旧避難指示区域内の住民登録人口と居住人口の推移(12月31日現在)

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/11/kyojyujinnkousui_041231.pdf



▶ 避難指示区域別の世帯数と人口(12月31日現在)

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/11/kyojyujinnkou_041231.pdf



問い合わせ

復興企画部 被災者支援課

TEL 0244-24-5223



みなみそうまチャンネル

電話でのお問合せ
TEL:0244-26-5663

南相馬市

<http://www.minamisoma.tv/channel/>

今週の番組 60分 ※パソコン視聴

番組内容 [1/13~1/20]

- 毎時00分～ オープニング&今週の番組
 02分～ 南相馬市長 1月 定例記者会見
 15分～ 南相馬健康フェスタ
 36分～ 第16回 南相馬市発明工夫展
 51分～ お家でできる軽体操 ～腰痛予防編～
 55分～ 防災メールの登録方法
 58分～ 福島県警交通安全啓発運動 “ドライバー編”
 59分～ リクエストアワーのお知らせ





浪江町からのお知らせ

浪江町民のADRの和解事例を掲載します

1月13日HP更新

原子力損害賠償紛争解決センター（以下、ADRセンター）のホームページでは、1,837件の和解事例が公開されています。

申立ての参考にしていただけるよう、この和解事例のうち、浪江町民が申立人のものをまとめました。

ぜひ、申立ての参考にしてください。

▶ 浪江町民の和解事例【1月6日更新】 [Excel]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/17639.xlsx>



その他の和解事例はADRセンターのホームページをご覧ください。

▶ ADRセンター【和解仲介の結果の公表について】

http://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/jiko_baisho/detail/1329134.htm



ADR申立てをするには？

ADR申立てを行うには申立書をADRセンターに提出することが必要です。申立書の取得などについては以下のページをご覧ください。

▶ 浪江町【個人でのADR申立てについて】

<https://www.town.namie.fukushima.jp/soshiki/1/20439.html>



和解事例の紹介（一部抜粋）

※ 和解金額の弁護士費用について

多くの方は個人で申立てを行っていますが、任意で弁護士に依頼することもできます。また、和解が成立した際にその費用の一部が賠償されます。

【家族がばらばらに避難したケース】

公表番号	事案の概要	和解金額
1445	避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活障害慰謝料（増額分）について、平成23年5月分から平成25年7月分まで、家族別離を余儀なくされたことを考慮して月額3万円が、平成24年2月分から平成25年7月分まで、要介護認定を受けた近親者を介護していたことを考慮して、更に月額3万円が、それぞれ賠償された事例。	1,350,000円

次ページへ続きます

公表番号	事案の概要	和解金額
1585	帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人ら夫婦について、別々の場所への避難を余儀なくされたこと等を考慮して、平成23年4月分から平成24年8月分までの日常生活阻害慰謝料（増額分）として、夫婦それぞれに月額3万円が賠償された事例。	1,020,000円
1608	避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人らの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、家族別離を生じたこと等を考慮して、平成23年4月から平成30年3月分まで、月額3万円（合計252万円）が賠償された事例。	2,520,000円

【小さい子どもを連れて避難したケース】

公表番号	事案の概要	和解金額
1581	居住制限区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、原発事故当時生後1か月であった乳幼児を連れての避難であったこと、原発事故により避難を余儀なくされたために親族等からの育児等に関する支援を受けられなくなったこと、避難中に第二子を妊娠・出産したこと等を考慮し、平成23年3月分から平成30年3月分まで、月額3万円が賠償された事例。	2,626,500円 (和解仲介に係る 弁護士費用 76,500円を含む)
1635	居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦及び子）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、避難により別離を余儀なくされたこと、申立人妻が原発事故時妊婦であり避難生活中に出産したこと及び乳幼児を連れての避難であったことを考慮して、平成23年3月分につき月額5万円、同年4月分から平成24年5月分まで月額4万円が、別離の解消後も引き続き乳幼児の世話を恒常的に行っていたことを考慮して、同年6月分から平成26年10月分まで月額3万円が賠償された事例。	1,480,000円
1641	避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人母の日常生活阻害慰謝料（増額分）につき、事故当時1歳の申立人長男及び事故後に出生した申立人二男の世話を恒常的に行ったこと等を考慮して、平成23年3月分から平成29年3月分まで月額3万円が賠償された事例。	2,190,000円

【家族の介護をしながら避難したケース】

公表番号	事案の概要	和解金額
1638	避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人について、避難によりペットの猫を喪失したことについての慰謝料10万円のほか、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、認知症の父及びうつ病の母を介護しながらの避難であったことを考慮し、平成23年3月分から平成30年3月分まで、仮設住居に入居する平成23年8月分までは月額8万円または月額9万6000円、同年9月分以降は月額5万円で算定した金額（直接請求手続による既払金127万5000円とは別に318万7000円）が賠償された事例。	3,287,000円

公表番号	事案の概要	和解金額
1654	居住制限区域（浪江町）から避難した申立人夫婦の日常生活障害慰謝料（増額分）について、避難所を多数回移動したこと、申立人夫が心臓疾患を罹患して手術や入院をし、その後眼疾患も罹患したこと、その間申立人妻が申立人夫の介護を行ったこと等を考慮して、平成23年3月分及び同年4月分は、夫婦それぞれについて、避難所生活を理由とした既払金（月額2万円）とは別に追加して月額3万円が、同年5月分から同年7月分までは、申立人夫につき月額8万円、申立人妻につき月額6万円が、同年8月分から平成27年3月分までは、申立人夫につき月額3万円、申立人妻につき月額1万円が、それぞれ賠償された事例。	2,343,050円

【さまざまな困難があったケース】

公表番号	事案の概要	和解金額
1658	避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（母、子2名）の日常生活障害慰謝料（増額分）として、1. 申立人母について、申立人子2名及び一緒に避難した両親らの面倒を見ながらの避難生活を余儀なくされたことを考慮して、平成23年3月分につき月額9万6000円、同年4月分につき月額3万6000円、同年5月分から平成26年3月分まで月額3万円、同年4月分から平成27年3月分まで月額2万円、同年4月分から平成28年3月分まで月額1万円が、2. 申立人子2名について、避難先における通学先の学校になじむことができなかったことやいじめがあったこと、通学に際して負担が大きかったこと等を考慮して、それぞれ平成23年3月分及び同年4月分につき月額3万6000円、同年5月分から平成26年3月分まで月額3万円が賠償された事例。	4,656,430円
1732	避難指示解除準備区域（浪江町）の自宅から避難した申立人夫婦について、原発事故前は、自宅近辺に所有する畑で野菜を栽培し、米は近隣住民からもらい受け、かつ、申立人夫が漁業に従事していたことから、野菜や米に加えて魚介類も購入することなく入手できていた事情を踏まえ、平成24年4月から平成30年3月までの野菜・米の購入費相当分として約37万円の賠償に加えて、魚介類の購入費相当分として約27万円の賠償が認められたほか、避難によって同居していた申立人夫の母との別離が生じた平成23年3月から同居が可能になった平成25年12月までの日常生活障害慰謝料の増額分（月額3万円）の賠償が認められた事例。	1,660,100円

【給与等の賠償】

公表番号	事案の概要	和解金額
1217	居住制限区域（浪江町）から避難した申立人夫婦の申立てにおいて、避難により退職を余儀なくされた申立人夫の就労不能損害について、避難中に同申立人が鬱状態に陥ったことや、避難中に就職したものの勤務時間が制限されていること等の事情を考慮して、同申立人の事故前勤務先の定年退職予定月である平成28年6月分までの減収分（影響割合10割）が賠償された事例。	総額 12,221,744円 (うち就労不能損害分 7,094,116円)

次ページへ続きます 

【財物の賠償】

公表番号	事案の概要	和解金額
1010	申立人が自宅用地として平成21年に購入した居住制限区域（浪江町）の土地の財物損害について、登記上の地目は畑または山林となっているものの、同土地が宅地に囲まれていることなどの事情を考慮して現況宅地と認定した上で、価値減少率を全損と評価し、購入価格を損害額とする賠償が認められた事例。	15,450,000円 (和解仲介に係る弁護士費用45万円を含む)
1560	帰還困難区域（浪江町）所在の申立人が所有する農機具の財物損害について、直接請求手続においては東京電力の評価に基づいて賠償されていたが、農機具の取得価額、耐用年数及び原発事故時点における経過年数等を考慮し、最終残価率を2割として賠償額を算定し、これによる額と上記既払分との差額分が賠償された事例。	432,000円
1673	申立人祖父と申立人父が共有する居住制限区域（浪江町）所在の不動産に係る住居確保損害について、東京電力の直接請求手続で支払われた不動産の財物賠償及び住居確保に係る費用の一部のほかに、原発事故による避難後に申立人祖父及び亡祖母が入居した老人ホームの平成25年12月分から令和元年10月分までの入居等費用が賠償された事例。	7,171,388円
1681	申立人夫が所有する避難指示解除準備区域（浪江町）に所在する土地（登記上の地目は畑であるが、現況は空き地）について、同土地が用途地域内に所在し、隣接地（登記上の地目は畑であるが、現況は空き地であり、不動産鑑定士は宅地と評価）と一体として利用されていること及び形状（間口の狭い旗竿地）等を踏まえ、上記隣接地の単価の8割で算定し、既払金を控除した金額が財物損害として賠償されたほか、申立人夫婦が所有する社交ダンス用衣装7着について、提出された資料等から1着当たり10万円と評価し、財物損害として賠償された事例。	7,985,688円 (既払額: 5,483,200円)

この他にもさまざまなケースの和解事例が紹介されています。

問い合わせ

総務課 賠償支援係

TEL 0240-34-4638

よくある質問【賠償】

1月13日HP更新

【ADR申立て】

東京電力に直接請求し既に合意したのですが、ADR申立ては可能ですか？

【回答】

申し立てることは可能です。

東京電力から提示のあった金額よりも低い和解案は出ません。

直接請求で合意した損害額を超える損害が発生していたかどうか審理の対象となります。

次ページへ続きます 

【ADR申立て】 ADR申立てに費用はかかりますか？**【回答】**

申立て・和解の仲介に関する手数料はかかりません（無料）。
個人で申し立てる場合、書類のコピー代や郵送費用（切手代）などの実費は自己負担です。

【ADR申立て】 個人の損害についてADRを申立てたいが、どうすればよいですか？**【回答】**

申立てを行うには、原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）に申立書を提出することが必要です。

申立書の様式は、ADRセンターの窓口やホームページから入手できますが、賠償支援係の窓口にも備え付けています。

郵送も可能ですので、ご連絡ください。

また、浪江町では総括基準に特化した、より簡単に作成できる申立書の様式を作り、独自に配布しています。

◆賠償支援係 **TEL 0240-34-4638**

なお、ADRセンターに直接相談する場合には、下記の問い合わせ先にご連絡ください。

◆ADRセンター **☎0120-377-155** 受付時間：午前10時～午後5時（月～金）

※ 聴覚に障害のある方その他、電話による問い合わせが困難な特段の事情がある方は、Eメールでお問い合わせください。

E-mail chukai@mext.go.jp

▶ **【文部科学省HP】ADRセンター**

https://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/jiko_baisho/detail/adr-center.htm

**【ADR申立て】 弁護士を立てないとADRの申立てはできないのでしょうか？****【回答】**

弁護士等の代理人を立てなくても申立てできます。

令和3年度中の申立てのうち、弁護士の代理件数は20.7%です。

多くの方が代理人を立てずに申立てをされています。

次ページへ続きます 

【第五次追補】 中間指針第五次追補とは何か教えてください。**【回答】**

東京電力福島原子力発電所事故に伴う7つの集団訴訟に関し、令和4年3月に、東京電力の損害賠償額に係る部分の高裁判決が確定したことを受け、原子力損害賠償紛争審査会は、専門委員による各高裁判決の詳細な調査・分析を踏まえ、中間指針第五次追補を策定し、これまでに示された指針に加えて、次のような損害の範囲等を示しました。

- 1 過酷避難状況による精神的損害
- 2 生活基盤の喪失・変容による精神的損害
- 3 相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害
- 4 自主的避難等に係る損害 など

なお、指針が示す損害額の目安が賠償の上限ではないことはもとより、指針で示されなかったものや対象区域として明示されなかった地域が直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められるものは、すべて賠償の対象となります。

▶ 原子力損害の判定等に関する中間指針第五次追補の概要 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/17647.pdf>

**【第五次追補】**

ADRセンターの和解仲介手続による賠償の支払額が、第五次追補で示された賠償額を上回る場合、賠償金を返還する必要があるのでしょうか？

【回答】

中間指針第五次追補で示された目安を上回る賠償の支払いを受けていたとしても、賠償金の返還の必要はありません。

【第五次追補】

ADRセンターの和解仲介手続によって賠償の支払いを受けていても、中間指針第五次追補の賠償額を受け取れるのでしょうか？

【回答】

ADRセンターの和解仲介手続によって賠償の支払いを受けている場合であっても、中間指針第五次追補で示された賠償額を受け取ることができます。ただし、これまでの中間指針および各追補で示された目安を上回る賠償の支払いを受けている場合、その賠償と第五次追補において示された賠償とが重なった損害の分は、受け取れません。

問い合わせ

総務課 賠償支援係

TEL 0240-34-4638

浪江町HP「まちの話題」から

クリスマスコンサートを開催

12月4日(日)、秋桜アリーナ（浪江町地域スポーツセンター）において「地域チャレンジクリスマスコンサート」が開催されました。浪江町出身で、ピアノ奏者の吉田昂城さん、星美南子さん、添田哲平さんとフルート奏者の菅野桃香さんらによるピアノ（ソロ）、フルートとのアンサンブル、お話しとフルート・ピアノのアンサンブル、4人で1台のピアノを弾く演奏もあり、盛りだくさんの内容で師走のひとときを心地よく楽しみました。



浪江駅前イルミネーション点灯式を開催

12月7日(水)、浪江駅においてイルミネーション点灯式が開催されました。浪江駅と周辺の「なみいえ」「浜セン」「ナミエシンカ」もライトアップされ、浪江町の冬の夜を綺麗に彩りました。



請戸魚市を開催

12月10日(土)、請戸漁港荷捌き施設内において請戸魚市が開催されました。請戸魚市は震災以降12年ぶりの開催で、かつては「請戸夕市」として親しまれ、お盆や年末年始の風物詩となっていました。当日は開始前から町内外から多くの皆さんが列を作り、水産加工品などを買い求め、年末年始に向けた準備をされているようでした。



浪江町HP「まちの話題」から

大聖寺 除夜の鐘つき

12月31日(土)、大聖寺(幾世橋)において除夜の鐘つきが行われました。多くの町民が鐘をつきに集まり、浪江町に年の瀬を感じさせる音を響かせました。



浪江町民の居住状況 (令和4年12月31日現在)

【都道府県別】(福島県外)

都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数
北海道	56	長野県	52	愛媛県	10
青森県	36	岐阜県	18	高知県	5
岩手県	37	静岡県	54	福岡県	21
宮城県	911	愛知県	34	佐賀県	5
秋田県	40	三重県	7	長崎県	11
山形県	109	滋賀県	5	熊本県	6
茨城県	958	京都府	31	大分県	5
栃木県	444	大阪府	63	宮崎県	10
群馬県	132	兵庫県	22	鹿児島県	8
埼玉県	655	奈良県	6	沖縄県	18
千葉県	556	和歌山県	-	国外	14
東京都	791	鳥取県	-	合計	5,952
神奈川県	418	島根県	5		(前月 5,965)
新潟県	281	岡山県	23		
富山県	14	広島県	8		
石川県	23	山口県	1		
福井県	6	徳島県	1		
山梨県	37	香川県	5		

【福島県内市町村別】

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
福島市	2,252	天栄村	1	小野町	11
会津若松市	184	下郷町	3	広野町	46
郡山市	1,636	南会津町	8	檜葉町	20
いわき市	3,032	北塩原村	3	富岡町	28
白河市	258	西会津町	4	川内村	5
須賀川市	139	磐梯町	3	大熊町	6
喜多方市	18	猪苗代町	19	双葉町	-
相馬市	400	会津坂下町	20	浪江町	1,345
二本松市	920	会津美里町	9	葛尾村	5
田村市	70	西郷村	112	新地町	80
南相馬市	1,892	泉崎村	7	飯舘村	2
伊達市	102	中島村	2	県内	1
本宮市	451	矢吹町	36	合計	13,594
桑折町	125	棚倉町	7		(前月 13,604)
国見町	24	塙町	3		
川俣町	50	石川町	5		
大玉村	176	古殿町	1		
鏡石町	7	三春町	66		

避難者総数
19,546
(前月 19,569)



双葉町からのお知らせ

東日本大震災に係る被災者生活再建支援金の申請期間が延長されました

1月17日HP更新

被災者生活再建支援金（基礎支援金および加算支援金）の申請期間が1年延長され、**令和6年4月10日まで**となりました。

注意 新たな制度ではありません。すでに申請している方はお間違えのないようご注意ください。

被災者生活再建支援制度とは

被災者生活再建支援法に基づき、東日本大震災等の自然災害※1により居住する住宅※2が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援するものです。

※1 自然災害とは…

暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象により生じる被害をいいます。

※2 居住する住宅とは…

非住家や事業所は対象とはなりません。貸家やアパート等の賃貸住宅に居住の場合は対象になります。

支給対象世帯

平成23年3月11日時点において双葉町に居住の世帯で、東日本大震災により

- (1) 住宅が自然災害により「全壊」または「大規模半壊」した世帯。
- (2) 住宅が自然災害により「半壊し、やむを得ず解体を行った」世帯。 ※

全壊、大規模半壊、半壊は、り災証明書の被害判定により確認しますので、申請前に戸籍税務課の家屋被害認定調査を受ける必要があります。

※ 半壊解体等について（次の1.または2.の場合に申請することができます。）

1. 被害判定が「半壊」で、倒壊の危険や補修費用が高額となるなど、やむを得ない事由により家屋を解体する場合、解体終了後に申請することができます。
2. 大規模半壊ですでに申請された世帯も、やむを得ず家屋解体した場合は、半壊解体と同じ扱いとなり、差額分を申請することができます。

次ページへ続きます 

ただし、1.または2.に該当する場合でも、公共事業の事業予定地（中間貯蔵施設、双葉駅西側地区生活拠点、復興シンボル軸（道路拡幅工事）など）については、被災者生活再建支援金の対象外となります。

なお、環境省により解体される住宅については、環境省から町へ住宅を解体した旨の連絡があった後、生活支援課から「解体証明交付申請書」をお送りします。住宅の解体完了から解体証明交付申請書送付まで、時間を要しますのであらかじめご了承ください。

支給額

支給額は、次の基礎支援金と加算支援金の合計額（世帯人数が1人の場合はその4分の3の金額）となります。

■基礎支援金（住宅の被害程度に応じて支給する支援金）

住宅の被害程度		全壊	半壊解体	大規模半壊
支給金額	複数世帯	100万円	100万円	50万円
	単数世帯	75万円	75万円	37.5万円

■加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金）

住宅の再建方法		建設・購入	補修	賃借
支給金額	複数世帯	200万円	100万円	50万円
	単数世帯	150万円	75万円	37.5万円

※ 公営住宅および福島県の借り上げ住宅（特例措置を含む）として民間賃貸住宅に入居した場合の賃貸は、対象外となります。

※ 一旦住宅を賃借後、自ら居住する住宅を建設・購入（または補修）する場合は、再申請により、これらとの差額が支給されます。

※ 単数世帯もしくは複数世帯の全員が支給を受ける前（申請後の場合も含みます）に亡くなられた場合は、支給されません。（支援金は相続の対象とはなりません。）

▶ 被災者生活再建支援金申請の流れ [PDF]

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/9482/001.pdf>



申請期限

1. 基礎支援金 令和6年4月10日
2. 加算支援金 令和6年4月10日

申請窓口

双葉町いわき支所 住民生活課

次ページへ続きます 

申請に必要な書類

必要書類		全壊	大規模半壊	半壊解体
基礎支援金	①被災者生活再建支援金支給申請書	○	○	○
	②り災証明書	○	○	○
	③解体証明書交付申請書		△	○
	④住民票（世帯全員分）	○	○	○
	⑤預金通帳の写し	○	○	○
加算支援金	⑥契約書の写し	○	○	○

※ 大規模半壊でやむを得ず解体し申請する場合は、③が必要です。

※ 平成23年3月11日時点で住民票を移さずにり災場所に居住していた場合は、居住実態が確認できる書類が必要です。

問い合わせ

住民生活課

TEL 0240-33-0126



新型コロナ

基本的感染対策を徹底

県民の皆様へのお願い

- ✓ オミクロン株対応ワクチンの速やかな接種を（特に高齢者と小児）
- ✓ 抗原定性検査キットによる自己検査・陽性者登録・フォローアップセンターの活用を
- ✓ 体調不良時は・・・
 - ・出勤や登校をしない
 - ・飲み会やイベント不参加を徹底（家族が濃厚接触者や体調不良の場合も不参加）
- ✓ 家庭内でもこまめな換気を

三条市に避難している世帯数と人数(2023.1.18現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	14	34
原町区	3	3
南相馬市 計	17	37
浪江町	3	10
双葉町	1	3
郡山市	3	7
合計	24	57

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511